

株式会社和光輸送の実証走行継続について

(株)和光輸送の実証運行継続については、和光市地域公共交通会議委員の皆様より承認を頂いたことから、道路運送法第 21 条に基づく実証運行の継続が決まりました。

つきましては、下記のとおり継続運行の経緯、運行概要及び今後の検討事項等について御報告いたします。

1. 運行継続までの経緯

- ・ (株)和光輸送による市内循環バスの運行開始：令和 6 年 1 月 4 日
- ・ (株)和光輸送による実証走行継続に係る承認：令和 6 年 9 月 4 日（書面会議）
- ・ 埼玉運輸支局への継続申請書類提出：令和 6 年 9 月 20 日
- ・ 道路運送法第 21 条に基づく実証運行継続の認可：令和 6 年 12 月 19 日
- ・ 新たな認可に基づく運行の開始：令和 7 年 1 月 4 日

2. 令和 7 年の運行概要

- ・ 運行ルート：変更なし
- ・ 運行ダイヤ：変更なし
- ・ 運行車両：マイクロバスについて、ノンステップバスの導入を検討
- ・ その他：IC カードリーダーの見直しを検討

※上記については、令和 7 年度予算の成立を前提としております。当該予算の不成立又は修正等があった場合、運行概要に変更が生じる場合があります。

3. 検討を要する主な課題等について

- ・ ワゴン車両における利用者の乗り残し対策
- ・ バス停間の運行時間設定の見直し
- ・ バスの行先表示等、分かりやすい利用環境の整備
- ・ 和光市駅近くのバス待機場所の検討
- ・ バリアフリー対応の検討

4. 令和 7 年度の検討スケジュール等について

これまでの運行実績や課題、利用者の意見等を踏まえ、令和 8 年 1 月からの運行概要について下記のとおり検討を行う。

- ・ 本格運行に向けた運行概要の検討：令和 7 年 1 月～8 月
- ・ 和光市地域公共交通会議における承認：令和 7 年 8 月頃
- ・ 埼玉運輸支局への申請：令和 7 年 9 月頃
- ・ (株)和光輸送による本格運行の開始：令和 8 年 1 月～